

令和 6 年 1 2 月

児玉郡市障害者相談支援事業実施方針

1 実施方針策定の趣旨

この実施方針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に規定する障害者相談支援事業及び法律第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センター事業の目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的・効果的な実施に資するために策定するものです。

なお、この実施方針は、制度改正や地域の実情に応じて適宜見直すこととします。

2 事業目的

障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）、障害児の保護者または障害者等の支援を行う者などからの相談に応じ、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援することを目的とします。

この相談支援を効果的に実施するため、本庄市、美里町、神川町、上里町（以下「児玉郡市」という。）において、以下のとおり重層的かつ包括的な相談支援体制を構築し、各事業所がその役割を的確に発揮できるよう努めます。

【第 1 層】指定相談支援事業（指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所）

役割：個別給付サービスとしての相談支援

【第 2 層】障害者相談支援事業

役割：障害に関する全般的かつ専門的な相談支援

【第 3 層】基幹相談支援センター事業

役割：総合的かつ専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化など、地域における相談支援の中核的な役割

3 事業実施

児玉郡市は、共同委託により障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター事業を実施します。障害者相談支援事業は、障害者生活支援センター（身体・知的・精神の障害種別ごとに 3 か所設置）の運営により実施し、基幹相談支援センター事業は、児玉郡市障害者基幹相談支援センターの運営により実施するものとします。

なお、この業務委託の相手方は、公平・中立かつ効率的に実施することが可能な社会福祉法人等とします。

4 基本的な考え方及び理念

（1）地域共生社会の実現

児玉郡市は、障害の有無に関わらず住民が相互に人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。各センター

は、地域が抱える課題を把握し、保健、医療、福祉サービス等のあらゆる社会資源と連携を図り、地域共生社会の実現のため、相談支援機関としての役割を認識し、活動に取り組めます。

(2) 市町との連携

各センターは、その運営に関して市町との連携（報告・連絡・相談）を意識し、児玉郡市障害者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）等において情報の共有に努めます。

各市町は、事業の委託者として各センターと連携してその活動を支援するとともに、各市町とセンター間の共通理解を深めるために定期的な連絡会議の開催や情報提供を行うものとします。

(3) 公正・中立性の確保

各センターは、児玉郡市が設置する公的な相談支援機関であり、運営費用は、公費（国・県及び市町の公費）によって賄われていることを念頭に、事業の実施に当たっては、提供されるサービス等が合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立に適切な事業運営を行います。

5 業務の実施方針

(1) 各センターの共通事項

ア 職員の姿勢

- ① 各センターの職員は、障害者等の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な支援内容の検討に努めます。
- ② 各センターは寄せられた相談に対して、適切に内容を把握し、必要な情報提供や連絡調整を行い、他の機関での相談・支援が適切と考える場合には、丁寧な引継ぎに努めます。

イ 職員の資質及び専門性の向上

各センターの職員は、相談支援技術やケアマネジメント技術の向上等を目的とした研修等に積極的に参加し、資質及び専門性の向上に努め、地域の指定相談支援事業者等に対し専門的な指導・助言等を行い、地域の相談支援体制の強化に努めます。

ウ 専門機関や社会資源等を利用するための支援

障害福祉サービス、各種公的制度、医療、余暇活動、当事者団体、地域のインフォーマルサービス等に関する情報の把握に努め、相談内容に応じて適切に情報を提供し、必要に応じて専門機関や事業者等との連絡調整を行います。

エ 地域との連携

地域の関係機関（障害福祉サービス事業者、保健・医療・福祉・教育・就労分野等）と綿密な連携を図り、総合的な支援の実施につながるよう努めます。また、必要に応じて各機関が実施する会議・研修等に出席し、情報の収集及び提供に努めます。

オ 法令の遵守

各センターの運営に当たっては、関係法令の遵守を徹底します。

カ 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、関係法令（ガイドライン等を含む）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意します。各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、必要に応じて予め本人から個人情報を事業目的の範囲で利用する旨の了解を得ることとします。

キ 記録の管理

各センターは、適切な方法を用いて相談の経過を記録します。

ク 広報活動

各センターは広報活動を通して、相談支援事業について住民に情報を発信するとともに、関係機関から理解・協力を得られるよう努めます。

ケ 住民意見・苦情等への対応

各センターは住民からの相談に臨機応変に対応するとともに、センターに対する意見・要望等への適切な対応に努めます。

また、提供した相談支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、苦情を受け付ける窓口等を設置し、苦情等が寄せられた場合には、その内容や対応方法を記録した上で、市町に報告するとともに、必要な業務改善につなげます。

コ 権利擁護・虐待の防止

① 成年後見制度の活用支援

知的障害や精神障害により判断能力が不十分であるため、日常生活に法的な支援が必要な事例については、状況に応じて成年後見制度の活用を支援します。

② 権利擁護のために必要な援助

障害者虐待に関する通報や相談を受理した際は、速やかに関係市町村に情報提供し、事実確認等に協力します。

③ 差別に関する相談窓口

障害者やその家族等から、障害を理由とする差別に関する相談を受けた際には、速やかに関係市町村に情報提供し、事実確認等に協力します。必要に応じて、障害者差別解消支援地域協議会を兼ねている自立支援協議会で協議し、差別を解消するため

の取組を行います。

サ 事業計画の策定及び実績の検証

各センターは、毎年度当初に本実施方針を踏まえて事業計画（具体的活動内容や年間スケジュール等）、年度終了時に年間実績報告及び自己評価シートを作成し、市町に提出します。

各センターの事業計画、年間実績報告及び自己評価シートについては、自立支援協議会に諮り、適正かつ中立・公正な運営がなされているか検証を行います。各センターは、この検証結果を踏まえて、事業計画に反映させる等の業務改善を図るものとします。

（２）基幹相談支援センターに関する事項

ア 総合的かつ専門的な相談支援・調整

相談支援の中核機関として、障害種別に関係なく各種ニーズに対応できる総合的な相談支援を実施します。その主としての役割は、困難事例に関して、指定相談支援事業者への専門的な助言、支援の方向性の調整、家族間支援の調整等とします。

イ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

① 地域の指定相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導、助言

従業者の資質向上、バーンアウト防止、事業所の安定運営等に向けた専門的な指導・助言を行います。児玉郡市における機能強化型基本報酬の算定に係る指定相談支援事業者の協働体制の事例検討会に参加し、専門的な助言に努めます。

② 地域の指定相談支援事業者等の人材育成の支援

サービス等利用計画の点検・評価や研修会の企画・運営等を行います。

ウ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の中核機関として、拠点コーディネーターを配置し、日頃から関係機関との情報連携に努めるとともに、拠点関係機関のネットワーク運営や機能の充実等の総合調整を図り、効果的な支援体制の構築に努めます。

エ 地域移行・地域定着の促進

地域生活支援拠点等の機能の一つとして、障害者支援施設や精神科病院の担当者等と連携し、入所・入院中の対象者の意向確認に努めます。必要に応じてこれらの対象者への動機付け支援を行い、希望者については地域移行に向けた支援につなげます。

児玉郡市では、法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援を行う事業所が限られているため、これらの法定サービスが促進されるような体制整備に係るコーディネーターに取り組みます。

オ 自立支援協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

自立支援協議会の事務局として、市町と連携し、効果的な協議会運営に努めます。その主の役割は、相談支援の中核機関の見地からの課題提起、助言等とします。

カ 各種情報の収集・集約・発信

児玉郡市及び近隣市町村の障害福祉サービス事業者の情報、各種公的制度の情報、他分野の制度や取組等の情報、地域のインフォーマルサービスの情報、各種研修の情報等の収集及び集約を行います。関係機関からの求めに応じて情報を提供するとともに、必要に応じて情報を整理し、関係機関への発信に努めます。

キ 地域の関係機関との連携強化の取組

地域の関係機関（障害福祉サービス事業者、保健、医療、福祉、就労支援、教育等）が開催する会議・行事へ積極的に出席し、ネットワークの構築（顔の見える関係づくり）に努め、各分野の関係者の参画による地域課題の検討や解決に向けた取組を実施します。

ク 権利擁護・虐待の防止

① 障害者等に対する虐待を防止するための取組

自立支援協議会や障害福祉サービス事業者等に対して、必要に応じて虐待防止に関する研修を実施します。

② 権利擁護の関係機関との連携

関係機関と連携し、権利擁護に関する意識を啓発するための取組等を行います。

(3) 障害者生活支援センターに関する事項

ア 日常生活全般にわたる相談（総合相談窓口としての機能）

① 総合相談窓口（身体・知的・精神の障害種別ごと）として、相談者から丁寧な聞き取りを行い、対象者にとって適切な支援（指定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、その他機関、福祉制度の利用等）につなげるよう努めます。

② 障害が判明していない人やその家族が気軽に相談できる場所として機能し、意思表示が難しい障害者や、障害福祉サービスの利用につなげていない障害者等への相談支援を適切に行います。

③ 本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談について、的確に状況を把握し、専門的又は緊急の対応が必要かどうか判断します。

イ 障害福祉サービス等の利用援助

① 指定相談支援事業者が関与していない障害者について、セルフプランによる障害福祉サービスの利用支援を行います。

② 指定相談支援事業者の後方支援として、必要に応じて障害福祉サービス等の利用調整（情報提供、事業所への連絡、見学、体験利用等）への協力を努めます。

ウ 専門的な相談支援・調整

医療的ケアを必要とする障害者等、強度行動障害者、重複障害者等の専門的な相談支援を要する困難事例に関しては、指定相談支援事業者の後方支援に努め、必要に応じて

相談の同行訪問や障害福祉サービス等の利用調整等を行います。

エ 社会生活力を高めるための支援

障害者等が社会生活を円滑に送れるよう、生活能力の向上を図る支援、健康管理や金銭管理等の支援を行い、地域社会の中で暮らし続けることができるよう継続的な見守りに努めます。

オ その他目的を達成するために必要な業務

- ① 障害福祉サービスの利用につなげていない障害者を把握し、地域生活支援拠点等のコーディネーターと連携し、定期的な状況把握に努めます。
- ② その他、公的なサービス等において支援の対象外となっている事項について、各センターで対応可能と判断する場合については支援の提供に努めます。